

町会・自治会掲示板新設等補助金制度について

松戸市では、町会・自治会等が設置している掲示板の新設及び修繕に要する経費に対し、一定の範囲の中で補助金を交付しています。

注意

必ず工事前にご相談ください。(工事後の申請は不可)
板を直さない修繕は補助対象外となります。

* 補助金の額(ただし、撤去費・移設費は対象外経費となります。)

① 掲示板の新設費

掲示板 1 基に対し、新設費の 8 割(100 円未満切捨て)

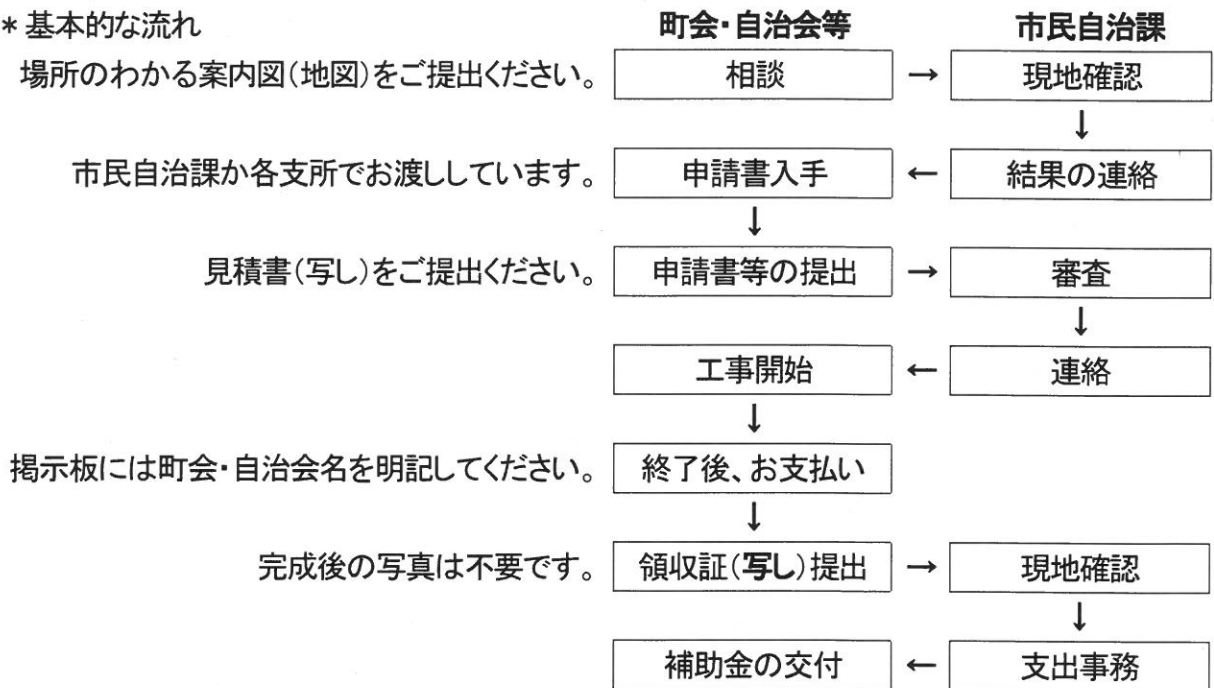
補助上限額 100,000 円

② 掲示板修繕費

掲示板 1 基に対し、修繕費の 5 割(100 円未満切捨て)

補助上限額 20,000 円

* 基本的な流れ



➤ 必要な書類等については、裏面をご覧ください。

● **新設の申請に必要な書類**

- 町会・自治会掲示板新設等補助金交付申請書(第1号様式)
- 町会・自治会掲示板新設等実績報告書(第3号様式)
- 町会・自治会掲示板新設等補助金交付請求書兼口座振替依頼書(第5号様式)
- 委任状(口座名義が申請者名義との間で表記が異なる場合)
- 業者の見積書(写し)

※補助対象となる掲示板の見積書と、補助対象とならない掲示板の見積書は分けてください。

※既存掲示板の撤去費用は補助対象外となります。

- 新設する掲示板の図面(カタログのコピーなど、サイズのわかるもの)
- 設置場所の使用許可書類
 - (1)市道の場合……道路占用許可書(写) 建設総務課に申請が必要です。
 - (2)私有地の場合……土地所有者の掲示板設置についての同意書(写)
 - (3)公園の場合……公園内占用許可書(写) 公園緑地課に申請が必要です。

● **修繕の申請に必要な書類**

- 町会・自治会掲示板新設等補助金交付申請書(第1号様式)
- 町会・自治会掲示板新設等実績報告書(第3号様式)
- 町会・自治会掲示板新設等補助金交付請求書兼口座振替依頼書(第5号様式)
- 委任状(口座名義が町会長等と異なる場合)
- 業者の見積書(写し) ※処分費は補助対象外となります。

● **工事完了後の提出書類**

業者からの領収書(写し)……見積書と同額であること

申請にあたっての注意事項

- ◇ 私有地に設置する場合は、町会・自治会と土地所有者間で同意書を取り交わし、原本を1枚ずつ両方で保管し、市民自治課には写しを1枚ご提出下さい。
- ◇ 申請した掲示板と異なる掲示板を工事しないようご注意ください。
- ◇ 公共用地での新設・更新は早めにご相談下さい。
- ◇ 補助基数について、ご希望に添えない場合があります。

詳細については
市民自治課 自治振興町名整備班
TEL 366-7318(直通)までお問い合わせください。